

新型コロナウイルス感染症の県内発生期における保育施設の対応基準

令和2年2月28日 制定

令和2年4月8日 改正

新型コロナウイルスは感染力が強いウイルスであることから、保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所、届出保育施設）内に持ち込まれないように、また感染拡大防止に備える必要があるため、県は各段階における市町村の対応基準を次のとおり定める。

保育の実施主体である市町村は、県からの要請を受け必要な措置を保育施設へ指示する（鳥取市以外の届出保育施設については、県から直接要請する）。なお、県からの要請がない場合であっても、市町村は必要な措置を保育施設へ指示することができる。その場合には、措置に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて県や関係機関と相談の上、決定することとする。

また、幼稚園については、学校保健安全法第二十条の規程により、設置者の判断で休園することができることから、本対応基準の対象施設から除外することとし、幼稚園の設置者は文部科学省からの通知、本対応基準及び県教育委員会が策定した県立学校用の対応基準等を参考に休園判断をするものとする。

1 県内感染確認期

(1) 施設内発生未確定（陽性未確定）

ア 児童や職員で、発熱はないがかぜ様の症状が出た場合には、可能な限りの期間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

イ 児童や職員で発熱等の新型コロナウイルス様の症状が出た場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで、当該児童の登園停止や職員の自宅待機を要請する。また、児童や職員の家族などの同居人に同様の症状が出た場合は、感染の有無が確定するまでの間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

(2) 施設内発生（陽性確定）

ア 児童や職員において1人でも陽性が確定した場合

陽性が確定した児童や職員は陰性が確定するまでの間、登園停止や休暇とする。

当該保育施設については、原則として施設全体について14日間の休園を要請する。なお、休園解除及び休園期間の延長・短縮の決定に当たっては、園医や所轄保健所と相談の上決定することとする。

当該保育施設が休園している場合、例えば医療従事者や社会機能維持のために就業継続が必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な保護者の入所児童については、当該入所児童の状況を十分に把握した上で、継続して自園での保育ができるよう必要な措置を講じる。

イ 児童や職員の家族などの同居人において陽性が確定した場合

同居人と最後に濃厚接触した日から起算して14日間、当該児童の登園自粛や職員の自宅待機を要請する。

2 県内感染拡大警戒期

「感染拡大警戒地域」であって、感染拡大の防止のために必要がある場合には、地域の感染状況を踏まえつつ、未発生の園を含めて休園を要請する。この場合、仕事を休むことが困難な保護者の児童については、1（2）アと同様の対応を行う。ただし、自園での保育が困難な場合で休園後14日間の健康状態を観察し、かぜ様及び新型コロナウイルス様の症状が認められない児童については、市町村が指定する保育施設で受け入れるものとする。また、市町村域を超えて利用調整を行う必要がある場合には、県は、関係市町村との調整を行う。

3 本県に緊急事態宣言がされた場合の対応

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画及び厚労省からの通知等に基づき、以下の要請等を行う。

- (1) 県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第45条第2項に基づき、保育所等に対し、感染拡大の状況や事業所の事業自粛等の状況を踏まえ、期間を定めて臨時休園を要請することとし、自宅での監護が困難な幼児の合同保育等の代替策について、あらかじめ市町村と調整する。
- (2) 要請に応じない保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

4 他の都道府県に緊急事態宣言がされている場合の対応

緊急事態宣言が発令されている都道府県に居住している児童が本県の保育施設等に転入してくる場合においては、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画及び厚労省からの通知等に基づき、当該都道府県に居住していた日の翌日から起算して14日間の自宅での健康観察を確認するなど感染拡大防止の措置を講じた上で利用調整を行うよう要請する。

<参考：症状別対応・期間整理表>

発症状況		かぜ様の症状	新型コロナウイルス様の症状	感染が確定
児童	対応	【要請】登園自粛	【要請】登園停止	【指示】登園停止
	期間	可能な限り	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで	陰性が確定するまで
職員	対応	【要請】自宅待機	【要請】自宅待機	【指示】休暇
	期間	可能な限り	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで	陰性が確定するまで
家族などの同居人	対応	特段の対応なし	児童：【要請】登園自粛 職員：【要請】自宅待機	児童：【要請】登園自粛 職員：【要請】自宅待機
	期間	—	感染の有無が確定するまでの間	最後に濃厚接触をした日から起算して14日間